本号で公布された法令のあらまし

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一七号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を二二万円から二四万円に引き上げることとした。（第二九条の七第三項第八号関係）

2　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二九万円から二九万五、〇〇〇円に引き上げ、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五三万五、〇〇〇円から五四万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（第二九条の七第五項関係）

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十七号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

第二十九条の七第三項第八号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第五項第一号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に、「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第三号ロ中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号ハ中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第二十九条の七第三項及び第五項の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第十九号

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項及び第二項並びに第二十条の九の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
1～3　（略）	1～3　（略）